

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

道路の供用開始	(道路維持課)	八五七
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	八五七
指定医療機関の廃止の届出	(同)	八五八
指定医療機関の名称等の変更	(同)	八五八
高山都市計画道路事業の許可	(街路公園課)	八五九
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	八五九

告 示

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の年月日）
県道	美濃坂本線 停車場	中津川市茄子川字坂本一四 九八番三三地先から 同 市同 字同 一五 三四番一六六地先まで	四三〇	平成 二二・一・二五	平成 一九・五・一八 平成 三・八・六

岐阜県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六

第 二 千 二 百 十 九 号
平 成 二 十 三 年 一 月 二 十 五 日

(火 曜 日)

年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定した。生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
田原医院	田原育郎	可児郡御嵩町中二四二四	平成三・六・一
かぜと耳鼻咽喉科	風戸 亜以子	中津川市宮前町一〇八	同
坂内国民健康保険診療所	揖斐川町長	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三二二	同
なお歯科クリニック	廣島 直彦	高山市下三之町二五	同
クルーズ薬局 岐南町	株式会社メディカルシップ	羽島郡岐南町八剣北四八八	同
ひだ薬局 若宮店	有限会社ひだ薬局	飛騨市古川町上気多九八四二	同
まこと歯科医院	大橋 誠	大垣市熊野町字石橋三一〇一	同
竹中カズミ薬局	竹中 一美	揖斐郡池田町池野四三九	同
桜ヶ丘クリニック	医療法人社団 浅野会	可児市桜ヶ丘六 七三	平成三・七・一
アポロン薬局 五町店	有限会社 田島薬局	郡上市八幡町五町三一五七	同
こころ調剤薬局 大垣店	K&Kファーマ株式会社	大垣市小野三 九三四	同
ファミリー薬局のなか店	株式会社ファルマリンク	羽島郡岐南町野中三三四	平成三・七・三
西山歯科医院	西山 明範	可児市兼山六九一	平成三・七・六

岐阜県告示第四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
五藤歯科医院	五藤 滋郎	羽島郡笠松町泉町三三	平成三・六・三
安井内科	医療法人社団 安井内科	本巢市下真桑一九一 二二	平成三・六・七
スギ薬局 関ヶ原店	株式会社 スギ薬局	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二一	平成三・六・三〇
こころ調剤薬局 大垣店	有限会社ナガラ調剤薬局	大垣市小野町三 九三四	同
池田歯科	高橋 陸雄	揖斐郡池田町本郷字寺前一三一 一三	平成三・七・五

岐阜県告示第四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日

新 やまぐち内科ク
リニック

医療法人社団橋
井会 養老郡養老町押越六九三
一 平成三・六・一

旧 山口内科外科

新 ラブダイイチ東
薬局

有限会社 ラブ 大垣市東町二一一 同

旧 パワードラッグ
ダイイチ大垣東
薬局

岐阜県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計
画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示す
る。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
高山市

二 都市計画事業の種類及び名称
高山都市計画道路事業 三・四・十四号 西之一色花岡線

三 事業施行期間
平成二十三年一月二十五日から

平成二十六年三月三十一日まで
四 事業地

収用の部分 岐阜県高山市昭和町一丁目及び二丁目地内
使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃タリイ
- 三 代表者の氏名 田中 友一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市新町二丁目二五番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、美濃地区の文化である「美濃焼」を中心
に多業種が関わっていくことによって、また参加者が自
分のプロフェッショナル分野を美濃タリイに集約するこ
とによって、地域文化の復興を基盤とする地域経済の活
性化に寄与することを目的とする。

平成二十三年一月二十五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター